

せたがや小鳥の森保育園

一時保育事業実施要項

社会福祉法人小鳥の森福祉会

- 1 【目的】 この事業は、保育園に入所していない児童の健やかな発達保障と育児支援を目的とする
- 2 【利用対象児】 満1歳（離乳が完了していること）から4歳未満の世田谷区に在住している児童
- 3 【定員】 一日5名までとする
- 4 【利用内容】 保育日 月曜日から金曜日（利用日は週3日までとする）
保育時間 A（1日） 8：30～17：00の中の8時間
B（5時間）9：00～14：00
- 5 【利用単位】 5時間または1日（5時間以上）を基本単位とする
- 6 【費用】 A（1日・8時間）3000円 B（5時間）2000円
*費用は後払いとする
*利用した場合、早退しても予約した料金とする
- 7 【利用方法】 ①一時保育を希望する保護者は、あらかじめ登録手続きを行う
以下のものを持参する
 - ・健康保険証及び乳児医療証
 - ・母子手帳
 - ・児童と保護者の写真②保育利用日の申込
*予約は電話で毎月20日（20日が土日の場合は週の始めの日、祝日の場合は翌日）から翌月まで末まで予約ができます（その間の予約は随時受け付けています）
*予約時間 平日の10：00～16：00
- 8 【附則】 この要綱は2011年4月1日から施行する